

別記様式第 1 号から別記様式第 1 9 号を次のように改める。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長岡京市長

㊟

立入調査実施通知書

あなたの所有（管理）する下記空き家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項及び長岡京市空き家等対策の推進に関する条例第 1 2 条の 3 第 1 項の規定により、立入調査を実施するので、通知します。

記

1. 対象となる空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 立入調査の日時

年 月 日（ ）午前・午後 時から
年 月 日（ ）午前・午後 時までの間

3. 立入調査の趣旨及び内容

別記様式第2号（第5条関係）

9 cm	
(表)	
6 cm	立 入 調 査 員 証
	写 真
	第 号
	所 属
	職 名
	氏 名
	上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び長岡京市空き家等対策の推進に関する条例第12条の3第1項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。
	年 月 日発行 (年 月 日まで有効)
	長岡京市長 印

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5（略）

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（抜粋）

第12条の3 法第9条第2項、法第22条第1項から第8項まで及び第13項から第15項まで並びに条例第10条の規定は、特定空き家等（法第2条第2項に規定するものを除く。）について準用する。この場合において、法第22条第15項中「行政手続法（平成5年法律第88号）」とあるのは「長岡京市行政手続条例（平成8年長岡京市条例第25号）」と読み替えるものとする。

2 法第13条及び条例第12条の2の規定は、管理不全空き家等（法第13条第1項に規定するものを除く。）について準用する。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

別記様式第3号（第6条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長岡京市長

印

指導書

あなたの所有（管理）する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第1項及び条例第12条の3第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

(裏面)

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- ・ 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 2 項及び条例第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・ 上記 1 の特定空き家等に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります（長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等を除く。）。

別記様式第4号（第6条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長岡京市長

⑨

勧告に係る事前の通知書

あなたの所有（管理）する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう指導しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項及び条例第12条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは条例第10条第1項及び第12条の3第1項の規定に基づき、下記の提出期限までに、長岡京市長に対し、意見書を提出できる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 勧告しようとする措置の内容

3. 勧告に至る事由

4. 意見書の提出先

(裏面)

5. 意見書の提出期限 年 月 日

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- ・ 上記 1 の特定空き家等に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります（長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等を除く。）。

別記様式第5号（第6条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長岡京市長

印

勧告書

あなたの所有(管理)する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例(以下「条例」という。)第2条第2号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空き家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第22条第2項及び条例第12条の3第1項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者(管理者)の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

(裏面)

- ・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合、条例第 10 条第 2 項及び第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表することがあります。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合、法第 22 条第 3 項及び条例第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記 1 の特定空き家等に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります（長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等を除く。）。

別記様式第6号（第6条関係）
（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長岡京市長 ㊟

公表に係る事前の通知書

あなたの所有（管理）する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、条例第10条第2項及び第12条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり公表することとなりますので通知します。

なお、あなたは同条第3項及び第12条の3第1項の規定に基づき、下記の提出期限までに、長岡京市長に対し、意見書を提出できる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 公表しようとする内容

所有者（管理者）の住所及び氏名	空き家等の所在地	勧告に係る措置の内容

3. 公表に至る事由

(裏面)

4. 意見書の提出先

5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記 2 の勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。

別記様式第7号（第6条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長岡京市長

㊟

命令に係る事前の通知書

あなたの所有（管理）する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第3項及び条例第12条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは法第22条第4項及び条例第12条の3第1項等の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、この通知書の交付を受けた日から5日以内に、長岡京市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命令に至る事由

(裏面)

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。

別記様式第 8 号（第 6 条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

長岡京市長

㊟

命令書

あなたの所有(管理)する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例(以下「条例」という。) 第 2 条第 2 号に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、空き家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。) 第 22 条第 3 項及び条例第 12 条の 3 第 1 項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者(管理者)の住所及び氏名

2. 命令に係る措置の内容

3. 命令に至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

(裏面)

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- ・ 本命令に違反した場合は、法第 30 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます（長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等を除く。）。
- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります（長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等を除く。）。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に長岡京市長に対し審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分についての取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても処分のあった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第9号（第6条関係）

標 識

下記特定空き家等の所有者（管理者）は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項及び長岡京市空き家等対策の推進に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日 付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

2. 措置の内容

3. 命令に至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

別記様式第10号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

長岡京市長

㊞

指導書

あなたの所有（管理）する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第3号に定める「管理不全空き家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項及び条例第12条の3第2項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる管理不全空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

(裏面)

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- ・ 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 13 条第 2 項及び条例第 12 条の 3 第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・ 上記 1 の管理不全空き家等に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります（長屋建ての一部空き住戸の管理不全空き家等を除く。）。

別記様式第 1 1 号（第 7 条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長岡京市長

㊟

勧告に係る事前の通知書

あなたの所有（管理）する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める「管理不全空き家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう指導しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 3 条第 2 項及び条例第 1 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは条例第 1 2 条の 2 第 1 項及び第 1 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記の提出期限までに、長岡京市長に対し、意見書を提出できる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる管理不全空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 勧告しようとする措置の内容

3. 勧告に至る事由

4. 意見書の提出先

(裏面)

5. 意見書の提出期限 年 月 日

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- ・ 上記 1 の管理不全空き家等に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります（長屋建ての一部空き住戸の管理不全空き家等を除く。）。

別記様式第12号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長岡京市長

㊟

勧告書

あなたの所有（管理）する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第3号に定める「管理不全空き家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空き家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項及び条例第12条の3第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限 年 月 日

(裏面)

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。
- ・ 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、条例第 12 条の 2 第 2 項及び第 12 条の 3 第 2 項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表することがあります。
- ・ 上記 1 の管理不全空き家等に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります（長屋建ての一部空き住戸の管理不全空き家等を除く。）。

別記様式第13号（第7条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長岡京市長

㊟

公表に係る事前の通知書

あなたの所有（管理）する下記空き家等は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第3号に定める「管理不全空き家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合は、条例第12条の2第2項及び第12条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公表することとなりますので通知します。

なお、あなたは同条第3項及び第12条の3第2項の規定に基づき、下記の提出期限までに、長岡京市長に対し、意見書を提出できる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる管理不全空き家等

所在地

用 途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 公表しようとする内容

所有者（管理者）の住所及び氏名	空き家等の所在地	勧告に係る措置の内容

3. 公表するに至った事由

4. 意見書の提出先

(裏面)

5. 意見書の提出期限 年 月 日

- ・上記2の勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。

別記様式第14号（第8条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長岡京市長

㊟

戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有（管理）する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 特定空家等

(1)所在地

(2)用 途

(3)構 造

(4)規 模

(5)所有者又は管理者の住所及び氏名

2. 措置の内容

(裏面)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長岡京市長に対し審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分についての取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても処分のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 15 号（第 8 条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長岡京市長

㊞

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有（管理）する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容
2. 代執行の対象となる特定空家等
3. 代執行の時期
4. 執行責任者
5. 代執行に要する費用の概算見積額

(裏面)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長岡京市長に対し審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分についての取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても処分のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第16号（第8条関係）

9 cm	
(表)	
6 cm	執行責任者証
	第 号
	(名前)
	上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。
	年 月 日
	長岡京市長 ㊟
	記
	1. 代執行をなすべき事項
	代執行令書(年 月 日付け 第 号)記載の長岡京市
	の建築物の除却
	2. 代執行をなすべき時期
	年 月 日から 年 月 日までの間

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
第22条（以上略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～17(略)
行政代執行法（抜粋）
第4条
代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

別記様式第17号（第8条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長岡京市長

㊤

代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することができますので、申し添えます。

記

1. 行政代執行の対象となった空家等

所在地 長岡京市

用途

所有者（管理者）の住所及び氏名

2. 行政代執行の内容

3. 措置の時期

4. 措置に要した費用及び納期限

別途納入通知書兼領収書による

(裏面)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長岡京市長に対し審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分についての取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市（訴訟において長岡京市を代表する者は市長となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても処分のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 18 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

長岡京市長

㊟

緊急安全措置実施通知書

あなたの所有（管理）する空き家等について、下記のとおり緊急安全措置を行いましたので、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例第 13 条第 2 項の規定に基づき通知します。なお、緊急安全措置に要した全ての費用は、同条第 1 項の規定によりあなたから徴収します。

記

- 1 緊急安全措置の対象となった空き家等
所在地 長岡京市
用途
所有者（管理者）の住所及び氏名

- 2 緊急安全措置の内容

- 3 実施日

- 4 緊急安全措置を行った理由

- 5 その他

別記様式第19号（第9条関係）

	9 cm
(表)	
6 cm	立 入 職 員 証 写 真 第 号 所 属 職 名 氏 名 上記の者は、長岡京市空き家等対策の推進に関する条例第13条第3項の規定に基づく立入の権限を有する者であることを証明する。 年 月 日発行 (年 月 日まで有効) 長岡京市長 印

(裏)

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（抜粋） 第13条 市長は、特定空き家等又は管理不全空き家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき（法第22条第1項の規定による措置を行うときを除く。）は、所有者等（特定空き家等又は管理不全空き家等の所有者又は管理者に限る。以下この条において同じ。）の負担において、その危険を防止するための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。 2 市長は、前項の措置を行ったときは、当該特定空き家等又は管理不全空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知（当該所有者等を確知することができない場合にあっては、公告）しなければならない。 3 市長は、第1項の規定の措置に必要な限度において、その命じた者又はその委任した者に、当該特定空き家等又は管理不全空き家等の敷地に立ち入らせることができる。 4 前項の規定により当該特定空き家等又は管理不全空き家等の敷地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。